

第 22 期 第 12 回 日高海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年4月14日(金) 15時30分～16時15分
- 2 開催場所 日高振興局 2階202会議室
- 1 出席委員 大澤 晃 弘 神田 勉 佐藤 勝
中村 敬 梶川 徹 安田 司
小松 伸 美 坂本 好 則 白石 智
浦川 聡 深根 英 範 住野 張
中村 義 弘 義 弘 張 貴
- 4 欠席委員 逢山 義 幸 山中 孝 俊
- 5 事務局 (日高振興局) 水産課長 岸 鉄 也
漁業管理係長 松 枝 直 一
技師 山 本 倭 多
主 事 務 局 渡 部 孝 之
主 事 務 局 長 佐々木 真 琴
主 事 務 局 長 事 務 大 谷 美 夢
- 6 議事事項
議案第1号 第8次共同漁業権漁場計画(振興局最終案)について
議案第2号 日高海区漁業調整委員会公聴会の開催について
議案第3号 第15次秋さけ定置漁業の操業期間等及び河口付近の指定区域の考え方(案)等に対する意見について
議案第4号 第15次定置漁業権漁場計画(草案)について
- 7 報告事項
(1) 海区漁業調整委員会委員の連合会表彰について
- 8 その他
- 9 会議のてん末

事務局長 中村委員が遅れておりますが、お時間になりましたので、ただいまから第22期第12回日高海区漁業調整委員会を開催します。

はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

大澤会長 今期、第12回目の当委員会開催をご案内申し上げましたところ、皆様におかれましては、新たな年度を迎え、時節柄お忙しい中をご出席を賜り、誠にありがとうございます。

この度の北海道の人事異動に伴いまして、当海区事務局長には、道庁漁業管理課から、佐々木事務局長が着任しております。

事務局長におかれましては、事務局の円滑な運営について、ご尽力いただけるよう、宜しくお願いします。

さて、長く続いてきましたコロナ禍は、やっと落ち着きを見せ、ようやく安堵できる社会に戻りつつありますが、その一方では、ロシアのウクライナ侵攻による燃油高騰など、漁業経営に大きな影響を与えておりますし、きのうも、Jアラートが鳴

り響いたところですが、北朝鮮の弾道ミサイルの度重なる発射など、不安定な国際情勢は、依然、続いている状況にあります。

さて、本日の議案ですが、漁業権の切替えに関する議案が4件、報告事項が1件となっておりますが、皆様には、慎重なご審議をお願いしして、開会にあたっての挨拶とします。

本日は、よろしくお願ひいたします。

事務局長

それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

議長

それでは、議事に入ります。

人員の報告をいたします。

本日の委員会には、委員15名中、13名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

次に、議事録署名委員2名の選出でございますが、委員会規程により、私から指名させていただきます。

本日の署名委員は、坂本委員と白石委員をお願いいたします。

これより、議事に入ります。

議案第1号「第8次共同漁業権漁場計画 振興局最終案について」振興局から説明してください。

松枝係長

振興局水産課漁業管理係長の松枝です。

第8次共同漁業権漁場計画最終案について、ご説明申し上げます。

1頁が日高振興局長から海区会長に対する協議文となります。

本日、当委員会に先立ち開催された漁業権切替小委員会において、このたたき台を元にご検討頂き、最終案として適当なものをご承認頂きましたことをご報告させていただきます。

はじめに、これまでの経過についてご説明いたします。

草案につきましては、昨年12月9日開催の小委員会・委員会でご意見を伺った上で、同内容により振興局から水産林務部長に提出し、12月14日漁業管理課漁業調整係ヒアリングに、振興局水産課と海区事務局が出席致しまして、その後12月28日付けで水産林務部長から、草案に対する回答がありました。

素案につきましては、3月16日開催の小委員会・委員会でご意見を伺った上で、同じ内容により振興局から水産林務部長に提出し、3月28日付けで水産林務部長から、素案に対する回答があったところでございます。

水産林務部からの素案に対する回答については、お手元の資料1の2頁から6頁となります。

提出した素案全てに対して、特段支障ないとの回答となっております。

室蘭海上保安部ほかの各関係機関からも支障ないのご意見を確認しているところであり、最終案につきましては素案と同じ内容をもって、水産林務部長に対して提出したいと考えております。

前回3月16日の委員会で素案について、特にご意見がありませんでしたことから、今回は素案回答のみを資料として提出させて頂いております。

本日は時間の関係で、個別回答はご説明しませんので、後ほ

どご確認下さい。
共同漁業権最終案の説明は以上です。

議長 説明が終わりました。これに対するご意見、ご質問はありませんか。

各委員 ありません。

議長 それでは、協議のあった漁場計画の振興局最終案については、特段支障がなく、適当なものとして、その旨、日高振興局に回答することとしてよろしいですか。

委員一同 はい。

議長 それでは、そのように決定し振興局に回答いたします。
次に議案第2号「日高海区漁業調整委員会 公聴会の開催について」事務局から説明してください。

事務局長 それでは、議案第2号の公聴会の開催について説明させていただきます。

ただいまご審議いただきました第8次共同漁業権の漁場計画の振興局最終案につきましては、振興局から本庁へ提出後、漁業法の規定により、広く利害関係人から意見を聴取するため、4月中旬から5月中旬の約1月間をかけて、道庁ホームページにおいて公表するかたちで意見聴取を行い、その後、最終的に知事原案として、5月中旬を目処に、海区委員会に諮問される予定となっております。

また、委員会が漁場計画の諮問に答申する場合、事前に期日、場所を公示して「公聴会」を開催し、関係漁業者等の意見を聞くべきことが漁業法により義務づけられています。

このため、日高海区漁業調整委員会公聴会に関する規程第2条により、公聴会を開こうとする場合には、あらかじめ、決議をしなければならないことが規定されていることから、皆様に何度もお集まりいただくのも恐縮ですので、諮問の前ですが、諮問があったのちに、速やかに開催できるよう、本日の委員会で、開催することについて事前に決定しておくものです。

開催時期と開催場所につきましては、漁業権を切れ目なく免許するためには、漁場計画の告示を5月31日までに行わなければならないこと、そのほか、前回の切替え時の公聴会の開催状況などを踏まえ、5月22日の週に、管内10箇所、具体的には漁協本支所で行いたいと考えております。

各地区で開催する公聴会には正副会長のほか、地元の委員の方に出席をお願いいたします。

具体的な日程、出席者等につきましては、後日調整させていただきます、お示ししたいと存じます。

資料2としまして、第7次海面共同漁業権漁場計画公聴会日程、これは10年前の切替え時に開催しました公聴会の開催状況を添付しておりますが、今回の公聴会の行程や場所につきましては、前回の行程をベースに組んで参りたいと考えております。

また、10年前につきましては、時間を持て余したとの話も

聞いておりますので、できるだけ円滑に管内を回れるよう、時間を調整してまいりたいと考えております。

次の頁以降につきましては、参考資料としまして、関係する漁業法の規定法令、公聴会に関する規程を添付してございますので、後ほどご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 　　ただいま説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

佐藤委員 　　今局長から説明のあった日程なんですが、正式な日程はいつわかるんですか。

事務局長 　　5月は皆様お忙しいと思いますので、来週には各組合へご連絡させていただき、日程調整していきたいと思います。

坂本委員 　　5月20日となっているのは。

事務局長 　　そちらは10年前の実績となります。

議長 　　他にご質問等が無ければ、議案第2号については、説明のとおり決定してよろしいですか。

委員一同 　　はい。

議長 　　それでは、そのように決定します。

次に議案第3号「第15次秋さけ定置漁業の操業期間等及び河口付近の指定区域の考え方（案）等に対する意見について」振興局から説明してください。

松枝係長 　　振興局水産課漁業管理課の松枝でございます。

定置漁業権に関しましては、道漁業管理課から切替に係る基本的な考え方が、振興局に示されており、海区委員会のご意見を伺った上で、振興局意見の提出を求められているところです。

前回3月16日開催の小委員会と委員会では、基本的考え方の概要と進捗状況をご説明させていただきました。

今回、水産林務部長へ提出する振興局意見としてとりまとめましたので、改めてご意見を伺うものでございます。

本日、当委員会に先立ち開催された漁業権切替小委員会において、このたたき台を元にご検討頂き、原案として適当なものをご承認頂きましたことをご報告させていただきます。

資料3-1が日高振興局長からの諮問文でございます。

次の頁、資料3-2「第15次定置漁業権漁場計画 河口付近等の指定された区域に対する意見」と記載された資料をご覧ください。

河口付近の指定区域につきましては、日高管内では静内川と歌別川の2河川が指定され、第14次から45度の指定区域内の既存漁場では、親魚などの確保が見込める場合に、漁場設定を認めるとされています。

上段の歌別川に関連する、えさけ定12号13号につきましては、えりも漁協から、管内全体で親魚捕獲・採卵計画を達成してお

り、親魚不足時の対応を免許条件としていること、漁場移動は漁業調整と経費の面から困難であり、現状第14次と同様位置での計画を要望するとの意見書が提出されています。

振興局と致しましても、親魚不足が懸念される場合の網上げ実施体制が整備されていること、漁場移動は漁業調整と経費負担から困難であると認識しており、第14次と同じ漁場での計画が妥当と考えております。

下段の静内川は、近年の河川回帰には問題がなく、水産林務部案においても第14次と同じ計画で支障ないとされており、振興局も妥当と考えております。

定置漁業者組合及びえりも漁業協同組合からの意見書原本を、それぞれ後ろに添付しておりますので、のちほどご覧下さい。

次の頁「第15次定置漁業権漁場計画操業期間等に対する意見」と記載された資料をご覧下さい。

左から海区及び地区名が示されており、現在第14次の操業期間となっております。水産林務部案の操業期間につきましては、第14次と同じとする案が示されました。

振興局では、管内各組合と日高定置漁業者組合に対しまして、意見照会の文書を発出し、浜廻り等で、「操業期間に関連する事項については、日高定置漁業者組合がとりまとめる意見に一任する。」との方向を確認しました。

3月14日付で日高定置漁業者組合からは、特に漁業終期における来遊魚種の多様化と後期群造成努力による後期資源増加を理由として、これまで要望を続けてきた、管内一律で11月30日まで終期を延長すること、えりも以西の沖網操業始期が、陸網の1日開始からの期間が非常に長くなっていることを緩和するとして、前倒し等を内容とする意見が提出されており、これらの意見を、操業期間要望欄と意見欄に要約して記載しております。

振興局と致しましても、第14次免許期間中のふ化放流計画について、親魚捕獲から稚魚生産に至るまで、管内全体で計画を達成している状況にあって、操業期間の延長を行っても、秋サケ資源の適切な造成に影響はないと考え、道への回答を行って参りたいと考えております。

一方で、操業期間延長にあたっては、これまでも水産林務部からは隣接海区の了解を求められていたことから、慎重な検討が必要と考えておりますが、調整等が図られた場合には延長が妥当と考えております。

第15次定置漁業権漁場計画に係る地元意見等についての説明は以上です。

議長 説明が終わりました。これに対するご意見、ご質問はありませんか。

各委員 ありません。

議長 それでは、振興局から説明のあった考え方に対する意見については、特段支障がなく、適当なものとして、その旨、日高振興局に回答することとしてよろしいですか。

委員一同 はい。

議長

それでは、そのように決定します。

次に議案第4号「第15次定置漁業権漁場計画 草案 について」振興局から説明してください。

松枝係長

振興局水産課漁業管理係長の松枝です。

定置漁業権漁場計画草案について、ご説明させていただきます。

資料4-1 協議文をご覧ください。

前回委員会でご説明しましたとおり今回切替から振興局が草案を作成することとなり、できあがった漁場計画について、策定要領第4(3)に基づき協議した文書となります。

意見を求める内容としては、第15次定置漁業権草案についてとして、資料として、草案に係る日高振興局の考え方、草案内容、漁場概略図を添付しております。

本日、当委員会に先立ち開催された漁業権切替小委員会において、このたたき台を元にご検討頂き、草案として適当なものをご承認頂きましたこと、また特に浦さけ定5号については過去の経緯について注意するようにとのご意見がございましたことを併せてご報告させていただきます。

協議文次の頁、上段に「草案作成に係る日高振興局の考え方」と記載した資料をご覧ください。基本的な考え方となりますので、主な部分及び今回の関係部分について、ご説明させていただきます。

1 基本的考え方について、振興局意見は道方針の通りとしております。

定置漁業は主要対象種である秋サケ資源が増殖事業によって支えられていることから、再生産親魚の十分な確保による民間増殖事業の継続により、地場資源の回復・安定を図るため、適切な漁場区域の設定に努め、秋サケ資源の回復安定に努める。

また、秋サケ資源が地域での期間漁業として重要であることを踏まえ、経営の安定化に向けて、漁場の整理統合等を進め、秋サケ資源量に見合った生産体制の確立を図るとしてあります。

2 漁場計画策定に当たっての考え方として、道の考え方には、ふ化放流技術の進展により、高い水準で来遊が推移してきた中で、近年の海洋環境等の変化により低迷する地域が出てきていることなどが示されておりますところ、振興局といたしましては、活用漁業権がある場合には、現に免許を受けている漁業権者が引き続き適切かつ有効に漁場を活用できるよう、類似漁業権を漁場計画草案に設定することを明記してあります。

また、先ほどの議案で協議させて頂きましたとおり、操業期間及び河口付近等の指定区域の考え方に対しては、振興局として意見を提出しており、道の考え方が未策定となっていることから、後ほどご説明させていただきます草案におきましても、操業期間及び一部漁場区域については、検討を要するとの記載としております。

これらの関係部分につきましては、今後協議を重ね、進展に応じて計画内容の記載を変更して参ります。

3 留意事項、アの漁場位置及び区域について、(ア)で漁業規模等に応じた必要最小限の範囲に止めるとしており、振興局も現行漁場区域を基本として必要に応じて検討するとしております。

(イ) 小文字の a で河口付近等の指定された区域に関しては、先ほどご説明の通り、検討を要する事項としています。

次の頁、イの漁業の名称について、現行の名称を基本として、必要に応じて検討するとしています。

ウの漁業時期につきましては、(ア) で漁業時期について、必要最小限の期間を基本とする道方針に対して、振興局は現行漁業時期を基本として、必要に応じて検討すると致しました。

(イ) では、漁業時期及び操業期間について、道では沖・陸網の操業始期を分離することにより、地場資源を基本とした利用が図られるよう、別に定めるとしており、振興局では意見提出等の現状から検討を要する事項としています。

5 定置漁業について (3) 留意事項 (エ) 親魚の十分な確保を図るため、河川遡上に必要な河口付近の指定区域の見直しや再配置を検討するほか、再生産親魚が十分に確保できていない地区においては、垣網の短縮などによる漁場区域の見直し等を検討する。と記載されており、えりも以東における対応が検討されて参りましたが、漁場計画における垣網の短縮などは行わず、自主規制による対応を検討していくとの道からの通知に基づき、今回草案策定を進めていくこととしたところでございます。

また、河口付近等の指定区域も含まれますので、検討を要するとしております。

資料 4 - 2 草案について、頁毎にご説明申し上げます。

1 頁目は、えりも以東 8 ケ統で、えさけ定第 1 号から第 8 号で位置、区域、名称は変更ありません。

漁業時期及び条件については、全て継続検討としております。

2 頁目以降は、変更及び継続検討部分のみご説明させていただきます。

えりも以西えりも地区 9 ケ統で、えさけ定第 9 号から第 17 号まで。

第 12 号及び第 13 号が歌別川河口付近の指定区域となっておりますので、漁場の区域が継続検討となっております。

なお、当地区の漁業権者からは、春定置の沖合漁場増設要望がありましたが、現状で関係漁業権者との調整が行われておりません事から、今回の草案には反映しておりません。

今後地元や関係漁業協同組合との協議等で進展が確認された場合には、検討を進めていく考えです。

3 頁 4 頁が類似、5 頁浦河は変更ありません。

6 頁浦河荻伏、第 6 号及び第 7 号変更ありません。

第 5 号について、過去に春定置を操業しておりました漁場について、採算性の悪化などから春定置の操業を廃止しましたが、近隣漁場の近年の状況などを考慮して、春操業の再開として要望が出ておりますことから、今後検討を進めていくため、春定置を新規として盛り込んでいます。

7 頁新ひだか三石、第 3 号について、これまで春秋の漁業権となっておりますが、秋のみの操業期間となります。他は変更ありません。

8 頁静さけ定第 6 号は静内川河口付近の指定区域となっております。静内川については近年の親魚確保が大変順調であることから、道の取扱い上もこれまで通りの漁場で支障ないとされてい

るところであります。正式な通知が未了となっておりますので、継続検討としております。他は変更ありません。

9頁新冠、10頁日高門別変更ありません。

次の頁資料4-3は、操業期間春・秋別と漁場区域については、殆どが第14次どおりとなっておりますので、変更及び継続検討に該当する漁場のみをご説明します。

1頁えりも以東えりもは該当ありません。

2頁えさけ定第12号及び第13号は、歌別川河口付近の継続検討です。

他は該当ありません。

3頁冬島、4頁様似、5頁浦河、6頁荻伏、該当ありません。

7頁三石、第3号について、これまで春秋の漁業権となっておりますが、秋のみの操業期間となります。他は該当ありません。

8頁静さけ定第6号について、静内川河口付近のため継続検討です。

その他は該当ありません。

9頁新冠、10頁門別、該当ありません。

最後に、漁場概略図を添付しております。

歌別川、静内川河口付近該当の3か統について、継続検討と記載しております。

加えまして、荻伏に該当無しとしていましたが、荻伏浦さけ定第5号につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、再開をめざすという、要望を追加する扱いということの説明申し上げます。

以上、さけ定置漁業権草案の説明となります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これに対するご意見、ご質問はありますか。

小松委員 はい。

議長 小松委員。

小松委員 はい、言葉的にわかりましたけども、新規という発言がありましたけども、全く僕はそういう認識はもっていない。

なので、言葉尻になりますけども、新規という言い方はやめていただきたい。

その他は全然問題はございません。

神田委員 係長さん、えりも以東の自主規制についてちょっと聞き逃したんですが、昨年の道の考え方と変わったということですか。

松枝係長 えりも以東につきましては、漁場計画の中では変更しない、今後可能な自主規制などに向けた検討となっているということです。

神田委員 今の件について、例えば道がよそに指導というか自主規制の親魚確保のための指導とか色々あるのね、だけど例えば、ようはそれしなくていいよという地区でやることがないと固まった

場合は、そのままやっつけていいのか。

その限りじゃないのか、今のままだったら、あまり自主規制じゃない草案にはあんまり。

松枝係長 あ の、継続的に免許、枠の中でやっている対策を検討するというのは色々ちょっと支障がしようじるということで。

神田委員 それはわかる。

松枝係長 免許の中での検討は行わない。
ただ、えりも以東の親魚対策というのは必要だということですよ。

事務局長 今出たお話なんですけども、当初道はですね、免許の内容であります、漁場の区域、これを縮めれないかと言うお話をさせてもらっています。

すなわち、漁場計画上画が変わるという、ただそれにつきましては、色々ご事情があるので、やめて、あくまで枠はそのまま、自主規制のなかでやっていけないかというようなお話に舵をきったということかと思っております。

免許でやるか、それとも自主規制として皆様の協力の元やっつけていくかということですよ。

神田委員 ようは変わらないんだね。

岸課長 はい、色々検討したんですけど、元々の自主規制という形で、今まで通りやりましょうということですよ。

神田委員 各組合から意見がバラバラで、一本化には最後するんだけど、我々はじで、えりも以東のはじっこで、えりも庶野については、やっぱり考え方が釧路とちがうわけじゃん。

だからその辺ね、最後は皆さん親魚と種卵の確保というのが、将来的に考えてなるんだけど、本来矛盾もあるんだよね、ま、いいです。

佐藤委員 ひだか漁協の中でね、以東の話なんだけど、定置に関して言えば、やっぱり海区がね、岬庶野が以東海区になってる。

だからその辺ちょっと、発言させていただきたいなと。

議長 それでは、協議のあった第15次定置漁業権漁場計画の草案については、以東の話も踏まえながら、意見を聞いた上で、適当なものとして、その旨、日高振興局に回答することとしてよろしいですか。

委員一同 はい。

議長 そのように決定します。
それでは、報告事項に移ります。

報告事項（１）「海区漁業調整委員会委員の連合会区表彰について」事務局から説明してください。

事務局長

それでは、報告事項（１）「海区漁業調整委員会委員の連合会区表彰について」説明いたします。

資料の、報告資料（１）をご覧ください。

令和５年３月３０日付け、全国海区漁業調整委員会連合会長から、各海区漁業調整委員会会長あて、海区漁業調整委員会委員及び事務局職員の連合会表彰者の決定に係る通知文を添付してございます。

２頁ほどめくって頂きますと、海区漁業調整委員会委員会一般表彰の受賞者名簿を添付してございますが、１０番目に当海区佐藤委員の氏名が記載されております。

当海区委員会の佐藤委員におかれましては、平成２４年８月から第２０期日高海区漁業調整委員会の公選委員として就任して以来、今日に至るまで１０年以上の永きにわたり、委員としてその職務を全うし、漁業経営・組織運営で得た豊富な知識や経験を活かしながら、管内の漁業調整問題に携わるなど、委員活動を通じて、地域漁業の振興と発展に貢献された功績が認められ、このたび、全国海区漁業調整委員会委員の一般表彰を受賞されることが決定されておりますので、ご報告させていただきます。

表彰につきましては、５月２６日に東京都で開催されます全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の場で行われる予定となっておりますので、総会及び表彰への出席につきましては、大澤会長並びに佐藤委員と調整して参りたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長

ただいま説明がありました、報告事項について、質問はありますか。

委員一同

はい

議長

それでは、本日予定しておりました議題は以上ですが、皆さんから何かございませんか。

各委員

ありません。

議長

事務局から連絡事項などありませんか。

事務局長

１点だけ連絡がございます。

次回の委員会については、さきほど触れました、５月２２日の週に見込んでいます公聴会を開催したのちできるだけ速やかに委員会を開催する方向で日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長

それでは、以上で本日の委員会は終了いたします。
お疲れ様でした。

「 |
「閉 会」